

「学校いじめ防止基本方針」

H26. 3月策定

R元. 5月改訂

R3. 4月改訂

R5. 4月改訂

阿蘇西小いじめ防止対策推進委員会

1 「学校いじめ防止基本方針」作成の目的

平成25年9月25日、「いじめ防止対策推進法」が施行され、文部科学大臣は国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を示した。熊本県でも、法12条の規定に基づき、国の基本方針を踏まえ、「熊本県いじめ防止基本方針」を策定した。

法13条には、次のように規定されている。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

さらに、法22条に、いじめ防止等の対策のための組織について次のように規定されている。

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の組織を置くものとする。

これらの条文を受け、本校でもこの基本方針を策定し、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に楽しく積極的に取り組むことができるよう、実効性のあるいじめ防止対策を講じるものとする。

2 「学校いじめ防止基本方針」の基本的考え方

（1）いじめの防止

- ・子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げる。
- ・学校教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

（2）いじめの早期発見

- ・いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高める。
- ・学校は、情報集約担当者を中心に、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。

（3）いじめへの対処

- ・いじめが認知された場合には、いじめを受けた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切に指導するなど、組織的な対応を行う。

て、見守り、情報収集など連携して取り組む。ネット上のいじめ（メール・オンラインゲーム・SNS等）防止についても、啓発を行う。

- ・PTA役員会、総会の活用
- ・学校運営協議会
- ・民生委員会
- ・地区懇談会

(7) P D C Aサイクルの活用

いじめ防止対策年間行動計画にP D C Aサイクルを位置づけ、年間の取組について検証を行い、行動計画の改善を進める。

- ・取組評価アンケートの実施
- ・アンケートの分析と改善策の検討

(8) いじめ防止対策推進委員会の設置

いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止に係る取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割を担う。また、いじめに関する相談の窓口となり、児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、解消に向けた対策の中心を担う。

必要に応じて、PTA役員、学校運営協議会委員、民生委員等の参加を求め、取組についての意見や要望を得るとともに、広く情報の収集に努める。